

泉大人権第78号
令和6年8月13日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

泉大津市長 南出 賢一

「2024年度自治体キャラバン行動」に関する申し入れと懇談への対応のお願い
について（回答）

平素は、本市行政に対しご協力をいただき、誠にありがとうございます。
令和6年6月18日付けで要望のあった標記の件について、別紙のとおり回答申し上げます。
なお、回答に関するご質問等につきましては、担当課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

《担当》

〒595-8686

大阪府泉大津市東雲町9番12号

泉大津市 市長公室人権くらしの相談課

TEL 0725-33-1131

FAX 0725-21-0412

E-mail info@city.izumiotsu.osaka.jp

1. 職員問題

- ①大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり(全国平均 20%)、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。

(回答) 担当課：人事課

住民の生命と財産を守ることは、自治体職員の最大の責務であります。正職員の採用については、職員採用計画に基づき必要な人数の確保に努めるとともに、適正に配置してまいります。

- ②大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの原因を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

(回答) 担当課：人事課

本市においては、女性職員の活躍推進に向けた取組みを行っており、女性の管理職割合は年々上昇しています。引き続きこの取組みをさらに推進してまいります。

- ③大阪には多くの外国人が住んでいる(現時点での外国人人口と国別内訳をまずご提示いただきたい)にもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケットクなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。

(回答) 担当課：人事課

外国人への対応の必要性は理解するところです。今後必要性を増す外国語対応について、職員の配置だけに頼らない手法を研究する必要があると考えております。

2. こども・シングルマザー等貧困対策及び子育て支援について

- ①2023 年度大阪府子どもの生活実態調査と同時に実態調査を行った 18 自治体においては、その報告書をホームページですぐに検索できるように工夫しアップすること。

(回答) 担当課：こども政策課

本市におきましては、令和 6 年度こども計画策定に伴うこどもへの直接アンケートを実施するため、令和 5 年度大阪府が実施した「子どもの生活に関する実態調査」の共同実施に参加しておりません。なお、アンケート調査にかかる報告書は、市ホームページで公開する予定です。

- ②子どもの生活実態調査報告で 2016 年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮 I 世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態をふまえ以下について要望する。

イ、就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請なども取り入れること。中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており、国基準に上乗せして支給額を増やすこと。

(回答) 担当課：指導課

就学援助につきましては、市ホームページで広く周知し、令和 3 年度からは郵送による申請も実施しております。特別支援就学奨励費の申請は令和 6 年度よりオンライン申請を開始したところですので、就学援助につきましても、今後はオンライン申請について調査・研究をしております。また、支給額につきましても、本市は国基準に揃えておりますが、上乗せの必要性を含め、調査・研究をしております。

ロ、朝ごはんを食べていない子どもたちの状況が指摘されている。地域の子ども食堂や NPO 組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。

(回答) 担当課：こども政策課

本市では、地域のこども達に食事や学習支援・団らんの場の提供を行う、こどもの居場所の実施団体へ補助金交付と活動の周知などを行い、様々な事情を抱えたこども達へ対する取り組みを行っております。また、各団体とも多様な運営形態で実施しており、なかには朝食の提供を行う団体もございます。

(回答) 担当課：教育政策課

こども達への食事提供を学校の諸室を活用して行う場合は、学校校舎の目的外使用として、教育委員会がその許可を判断することになりますが、許可の判断の前提に「学校長の意見を聞いたうえで」判断することが規定されております。

従いまして、各学校の状況等によって、目的外使用を許可するかについては個別判断になりますので、一律に制度化することは上記規程の主旨と異なることから困難です。ご理解のほどお願いいたします。

ハ、大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等を無償提供して協力すること。

(回答) 担当課：こども政策課・福祉政策課

従前から、こども食堂や学習支援を含むこどもの居場所へ補助金の交付を始め周知活動、寄付物品の取りまとめなどの支援を行っていますが、それに加え、令和 6 年度から、新たなこども食堂の形である「フードリボンプロジェクト」の普及啓発に努めています。これは、本市と包括連携協定を締結した一般社団法人ロングスプーン協会が進めているプロジェクトで、飲食店を利用する地域の人が 1 つ 300 円でリボンを購入し、こども達がリボンを使ってその飲食店で食事ができる、こどもたちの一食を日常的に支える取組です。

また、自立相談支援機関で実施している食糧支援では、地域において緊急的に支援が必要な方、特に子どもがいる世帯に対し、食糧を現物支給しています。食糧の原資は、複数の事業者と合意書を締結し、家庭で不要になった賞味期限内の食品の提供を受け、スーパーマーケット内で回収した食品の提供を受けたり、売れ残った食品のうち賞味期限内の食料の提供を受け必要な方へ提供しています。

ニ、児童扶養手当の申請時及び 8 月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DV に関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

(回答) 担当課：子育て応援課

本市では、DV も含めプライバシーに配慮しながら、個人の状況に応じ、お話をお伺いして必要な情報を紹介しています。

また、外国語については、必要に応じ翻訳機を活用するなどの対応を行っています。

③子ども及びひとり親の医療費助成制度の窓口負担を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

(回答) 担当課：子育て応援課

本市では、子ども医療費助成制度及びひとり親家庭医療費助成制度につきまして、自己負担額の無償化は現在予定しておりませんが、入院時食事療養費につきましては、子ども医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度ともに全額助成を行っています。

また、妊産婦医療費助成制度の創設は現在予定しておりません。

④小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

(回答) 担当課：教育政策課・こども育成課

現在自校式でない中学校給食について、令和 7 年 2 学期から自校式で実施するため 3 校とも調理室の整備工事に着手しています。

学校給食費については、学校給食法に基づき、食材費のみ保護者に負担いただいております。令和 6 年度は米にかかる費用は市が負担していることから一部補助を行っており、無償化については、幅広く調査・研究してまいります。

就学前教育・保育施設の給食費における副食費相当額を無償化することは、実費徴収の観点から行っておりませんが、令和元年 10 月の幼児教育・保育無償化制度導入以降、副食費免除対象者の枠が従来よりも拡大されております。

- ⑤学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。

(回答) 担当課：教育政策課・指導課

学校歯科検診で要受診とされている児童・生徒に対し、受診するよう勧めているところですが、受診状況および口腔崩壊状態の実態調査については各学校と連携し、実施に向けて調査・研究してまいります。

また、「口腔崩壊」状態の児童・生徒に限らず、学校が何らかの課題を把握した場合には、ケース会議等を開催し、スクールソーシャルワーカーはアセスメントを行い、必要に応じて関係諸機関に繋いでおります。

- ⑥児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

(回答) 担当課：教育政策課・指導課

給食後に歯みがきの時間を設けることやフッ化物洗口への取り組みについては、給食時間の確保や設備などの課題がありますので、各校の状況を踏まえ調査・研究してまいります。

- ⑦障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

(回答) 担当課：障がい福祉課

本市内に障がい児（者）歯科診療施設は設けられていないため、一般の歯科診療施設を受診することが困難な障がい児（者）については、近隣自治体で対応可能な歯科診療施設をご案内しています。

- ⑧最新の奨学金パンフレットを作成するとともに自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

(回答) 担当課：指導課

現在の奨学金に関する情報は、市内各中学校や教育支援センターにおいて、その年の最新の大阪府の各種奨学金制度等について周知及び案内をしております。また、相談があった場合には、大阪府の制度について説明をさせていただいております。

また、自治体独自の奨学金については、現在、給付等は行っておりませんが、各市の状況と大阪府の制度を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

- ⑨公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

(回答) 担当課：建築住宅課

総管理戸数 306 戸の市営住宅の内、現時点において入居可能な空家数は 15 戸となっております。火災等の災害により家を失った市民、新型コロナウイルスに起因する解雇等に伴い住居を失った市民、DV 被害者に該当する場合は、一時入居が可能(コロナ、DV については有償) となっております。また、空家の目的外使用については、当該運営主体が社会福祉法人及び公営住宅法第 45 条第 1 項の事業等を定める省令に規定する事業者であり、同省令に規定する事業である場合は、国の承認を得た上で、住宅ごとに定める近傍同種家賃を上限とした賃料で使用を許可することができます。

- ⑩保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。

(回答) 担当課：こども育成課・スポーツ青少年課

保育士及び学童保育指導員につきまして、家賃補助制度や奨学金返済支援制度の実施は行っておりませんが、令和 5 年度より、保育士の確保及び定着を目的に、泉大津市の民間認定こども園等で新たに勤務を開始した保育士に対し、2 年最大 250,000 円の給付を行う「泉大津市保育士応援給付金」を創設しております。今後も、保育士の確保については、様々な角度から取り組んでまいります。

また、学童保育指導員につきましては、働きやすい環境づくりのため、研修制度の充実を検討しつつ、年に数回の個別面談を行い、職場環境の改善のため、意見の聴取を行っています。学童保育指導員の確保につきましても、市の広報誌への掲載だけではなく、様々な媒体に掲載することで、多角的に取り組んでまいります。

- ⑪役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でフリーWi-Fi にアクセスできるようにすること。

(回答) 担当課：資産活用課

市役所庁舎におきましては、フリーWi-Fi の整備の予定はありません。

(回答) 担当課：福祉政策課

総合福祉センターにおきましては、現在のところ、設置の予定はありません。

(回答) 担当課：生涯学習課

頂戴したご要望に基づき、南北公民館や勤労青少年ホームの Wi-Fi 環境に関する検討を行います。加えて、泉大津市教育施設再編計画に沿った、南北公民館や勤労青少年ホームの再編統合を進める中で、多様な市民の利用を見据え、「地域交流ゾーン」や「(仮称) 生涯学習センター」への Wi-Fi 環境整備に向けた検討も行ってまいります。

⑫万博予定地の夢洲は、下水汚泥など96万トンが埋め立てられた島であり、メタンなどの可燃性ガスが発生し続けており3月28日の万博会場工事におけるガス爆発事故は、汚泥を埋め立てた人工島の表面をアスファルトやコンクリートなどで覆って多くの人を集めるイベントを開催する会場とするにはあまりにも危険であることを証明した。また、駐車場からゲートまで片道30分の道のりに屋根はなく、炎天下や大雨の中を歩かなければならない。となりのカジノ建設現場からは有害物質を含む粉塵が舞い上がっている。子どもたちが学校ごとにまとまって弁当を食べる屋根付きの場所は限られており炎天下で弁当をとらざるを得なくなる学校も出てくる可能性がある。子どもたちのいのちを守る、安全を確保する具体的な方策が示されていない中で学校行事として万博に子どもの参加をさせないこと。

(回答) 担当課：指導課

万博協会及び大阪府教育庁からの情報においては、未確定要素が多い現状であり、市教育委員会としましては、大阪府教育庁等から提示された情報を各校へお伝えしているところです。今後も市内各校には、安心・安全な学校行事として参加できるかを第一に検討するよう指導助言し、各校が主体的に参加についての判断を行うことができるよう支援してまいります。

3. 医療・公衆衛生

①国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化（マイナ保険証）の方針に基づき、本年12月2日より、現行の健康保険証が廃止される（1年の経過措置あり）。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常が多忙な業務に加え、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応を自治体に求めてくる。こうしたことを受けて、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。見本／東京保険医協会ホームページに小金井市、調布市の「意見書」PDFが掲載
保険証存続を求める協会陳情 調布・小金井2市で採択 | 東京保険医協会 (hokeni.org)

(回答) 担当課：保険年金課

現行の被保険者証の廃止に向けて、被保険者が混乱しないよう必要な情報の周知を徹底しつつ業務を進めるとともに、必要なことは国・府へ要望していきたいと考えています。

②新型コロナウイルス感染症が5類の扱いとなったが未だに終息していない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加に傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。大阪府は第8次医療計画を発表したが、新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。

(回答) 担当課：健康づくり課

管内保健所の機能強化と保健師などの人材確保については、大阪府市長会を通じて要望していく予定です。

③PFAS の実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。

さらに市町村が実施する PFAS 対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS 相談窓口」を設置し周知徹底すること。

(回答) 担当課：環境課・水道課

環境省では PFAS に関連する Q&A 集を作成しており、その中で「現時点での知見では、どの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるかについては明らかになっていません。このため、血中濃度に関する基準を定めることも、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することも困難なのが現状です。」との記載があります。また、PFAS については土壌汚染対策法の規制対象になっていません。

このため、本市では現在のところ住民の血液検査や血液検査への公的助成、土壌検査を実施する予定はありませんが、今後の対応策につきましては、国や大阪府の動向を注視しながら適切に対処してまいります。

また、泉大津市の水道は、100%大阪広域水道企業団の淀川の水を配水しています。

大阪広域水道企業団では、水質管理目標設定項目に位置付けられている PFOS 及び PFOA の測定を年 4 回行っています。令和 5 年度の測定値は、最大値で 13ng/L で、国の暫定目標値の 50ng/L を下回っており、大阪広域水道企業団のホームページで、その測定結果は公表されています。

本市水道事業としましては、水道用水事業を担う大阪広域水道企業団に、定期的な測定とその結果の公表の継続を要望するとともに、国の水道における PFOS 及び PFOA への対応についての検討状況を注視してまいります。

4. 国民健康保険

- ①2024 年度からの大阪府統一国保は際限なき国保料の引き上げを引き起こし、自治体が長年の国保行政で積み上げてきた「払える保険料」のための減免制度が廃止となり、被保険者は大きな被害を受けることとなる。各市町村は国保が貧困を拡大している現実から目をそらさず、統一の問題点を強く大阪府に意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。

(回答) 担当課：保険年金課

国民健康保険は、年齢構成が高く、一人当たりの医療費水準が高いこと、所得水準が相対的に低く、所得に占める一人当たり保険料の負担割合が高くなること、また、被保険者数が減少傾向にあることなど、構造的な課題を抱えており、平成 30 年度に制度の安定化を図るため、府が財政運営の責任主体となりました。大阪府では、令和 6 年度から保険料等含め府内統一となりましたが、今後も保険料の減免の拡充など必要なことは国・府へ要望してまいりたいと考えています。また、基金についても原資が保険料であることを意識し、健康づくりなどの事業を通じて、被保険者に何らかの形で還元できる使い方を検討してまいります。

- ②18 歳までの子どもの均等割を無料に、傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

(回答) 担当課：保険年金課

18 歳までの子どもの軽減拡充や傷病手当の創設については、財源が必要となり保険料への影響も考えられますが、国等に要望を行ってまいりたいと考えています。

また、制度の周知については、保険料決定通知に同封していますチラシ等に一定掲載していますが、詳細については、ホームページに内容を掲載するとともに、相談があった場合には、状況に応じて、きめ細かく説明するように努めています。

なお、申請にあたってはホームページに申請書類や記載例を掲載していますので、活用いただければと思います。また、現時点では、社保加入者や転出者の国民健康保険資格喪失届、非自発退職者の保険料軽減申請をオンライン申請でも行っており、今後他の手続きについてもオンライン申請の拡大を検討してまいりたいと考えています。

- ③3月の大阪社保協調査ではマイナンバー保険証の有効期限について自治体は全く把握していないとの結果となった。そうした状況も踏まえ2025年10月の保険証切り替え時には被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。

(回答) 担当課：保険年金課

現時点では、資格確認書につきましては、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナンバーカードをお持ちでも健康保険証として登録されていない方、マイナ保険証をお持ちでも配慮の必要な方などに資格確認書を交付する予定です。

- ④国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

(回答) 担当課：保険年金課

決定通知・納付書等の外国語対応については、システム改修等も必要となり、ご意見としてお伺いします。

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

- ①特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

(回答) 担当課：健康づくり課

泉大津市における令和5年度の特定健診受診率は、38.7%（見込み）、がん検診受診率は、胃がん検診5.9%、肺がん検診5.0%、大腸がん検診6.9%、子宮がん検診17.6%、乳がん検診18.6%であり、特定健診、乳がん検診、子宮がん検診は全国平均と比較すると高くなる見込みであります。

受診率向上の対策としましては、日曜健診やホテルや商業施設での実施、がん検診と特定健診が同時実施できる国保プチドックの実施など受診しやすい体制づくりに努めているところです。また、おおさか健活マイレージアスマイルにおいて、自分の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組んでいただくため、健康活動でポイントが貯まる市独自の「健康づくりスタートキャンペーン」を実施しており、特定健診・がん検診などを受診されるとポイント付与の対象としております。

特定健診、がん検診の案内等外国語対応につきましては、他市の取り組みなど調査、研究してまいりたいと思います。

- ②大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。

(回答) 担当課：健康づくり課

歯科健診については、令和5年度まで40歳から70歳の5歳刻みを対象とした成人歯科健診を、令和6年度から対象年齢を拡大し20歳から70歳の5歳刻みとし、また、令和5年度まで65歳以上の通院ができない人を対象とした在宅訪問歯科健診においても令和6年度から40歳以上に対象年齢を拡大し、いずれも医療機関で実施しています。特定健診の項目に歯科健診を追加することにつきましては、市では、口腔機能の維持向上に向け、歯科疾患の予防や早期発見、治療など、生涯を通じて継続的にケアすることができる「かかりつけ医」を持つことが望ましいと考えており、歯科健診を、地域の医療機関で受診できるよう体制を整えております。

6. 介護保険・高齢者施策

- ①第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

(回答) 担当課：高齢介護課

所得段階区分が第1段階から第3段階までの第1号被保険者の介護保険料について、公費による低所得者への保険料軽減に努めています。また、国庫負担割合の引き上げについて、引き続き国に働きかけているところです。

- ②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

(回答) 担当課：高齢介護課

介護保険料の減免制度については、現在、低所得者の第2、第3段階の該当者について市独自減免制度を設けています。

- ③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。

(回答) 担当課：高齢介護課

利用者負担については、国の低所得者対策や制度を活用し、利用者負担の軽減に努めてまいります。

④総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

（回答）担当課：高齢介護課

総合事業におきましても、適切なマネジメントのもと、現行相当サービスが必要な方は、新規・継続に関わらず、ご利用できるようにしています。また、介護認定に係る新規又は更新の際には、担当窓口や地域包括支援センター、担当ケアマネジャーなどが利用者の状況やサービス利用意向などを十分に聞き取り、要介護申請又は基本チェックリストの説明を行っています。

ロ、総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護1～5認定者の拡大しないこと。

（回答）担当課：高齢介護課

国において総合事業の対象の拡大について検討が行われているところであり、高齢者のニーズなども踏まえ今後も情報収集に努めてまいります。

ハ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

（回答）担当課：高齢介護課

現行の訪問介護等に相当するサービスの単価については、国が示す単価、近隣自治体の状況、高齢者ニーズやサービスの利用状況等を踏まえ、決定しています。

ニ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

(回答) 担当課：高齢介護課

本市におきましては、地域包括ケア会議自立支援部会を設置しています。この自立支援部会は、地域における様々なサービスを活用し、日常生活動作の向上だけでなく、本人の気持ちを尊重し、希望や願いを確認することで各専門職の考える自立、本人の考える自立のすりあわせを行い、達成可能な目標を設定し、必要な支援内容を共に考え共有し、寄り添いながら取り組んでいくことを目的としています。

⑤保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

(回答) 担当課：高齢介護課

本市におきましても、地域における課題に対する問題意識を高め、地域の特性に応じた様々な取組を進めていくことが重要であると考えています。

交付金につきましては、より充実した高齢者施策につながるよう、効果的な活用方法について検討してまいります。

⑥介護現場の人手不足を解消するため、東京都のように自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

(回答) 担当課：高齢介護課

介護人材の不足の解消につきましては、国に対し、引き続き国庫負担方式による更なる処遇改善制度を求めてまいります。

- ⑦入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答) 担当課：高齢介護課

特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備につきましては、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅その他の入居系の介護施設の状況も踏まえ介護保険事業計画において総合的に検討していきます。

- ⑧次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1,2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

(回答) 担当課：高齢介護課

次期介護保険制度見直しの検討課題については、介護保険制度を持続可能な制度とするための全体的な制度見直しの中で検討していくべきものと考えていますので、国の動向を注視してまいります。

- ⑨高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

(回答) 担当課：高齢介護課

熱中症の予防については、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携し、リーフレット配布や各種事業や講座等において引き続き周知・啓発を行ってまいります。

- ⑩介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

(回答) 担当課：高齢介護課

国において現在介護保険被保険者証のマイナンバーカードとの一体運用について検討が行われているところです。高齢者及び関係者に多大な負担や混乱が生じることがないように、今後も情報収集に努めてまいります。

- ⑪軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

(回答) 担当課：高齢介護課

令和5年度から、50歳以上の市民で、両耳の聴力レベルがそれぞれ40デシベル以上の人で難聴のため補聴器装用が必要であると医師が認めた人に対して、高齢者等補聴器購入費用助成事業を実施しています。

- ⑫新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。

(回答) 担当課：健康づくり課・高齢介護課

新型コロナワクチン接種費用につきましては、現在、検討中でございます。
介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布については、ご意見として受け止めさせていただきます。

- ⑬2022年10月より75歳以上の医療費が2割化され、「2割化」の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は2021年3月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。

(回答) 担当課：高齢介護課

持続可能な制度構築の観点から対象者・給付の範囲を選択・集中するとともに受益と負担の適正を図るために府において福祉医療費助成制度の再構築が行われたことを踏まえ、府内各市町村は、平成30年4月1日から福祉医療費助成制度の対象者や対象医療、一部自己負担額の変更を行っています。

再構築以前に実施していた老人医療（一部負担金相当額等一部助成）制度を本市単独で実施していくことは財政上困難ですが、府に対しては大阪府市長会を通じ、必要な方に支援の行き届く医療費助成制度の構築を要望してまいります。

- ⑭带状疱疹は80才までに3人に1人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50歳以上の人に带状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。ワクチン接種公費助成を実施すること。

(回答) 担当課：健康づくり課

带状疱疹は、加齢や疲労、ストレスなどにより免疫機能が低下すると発症するため、普段から、食習慣や生活習慣などを整えることで、免疫機能を高め、感染症などを予防することが重要であると考えています。

本市では、令和5年4月1日に泉大津市健康づくり推進条例を施行し、現在、病気になる前の段階からの「未病予防対策」にも重点をおいた健康づくりを推進しております。運動や食育などの講座やプログラムを通じて、免疫機能の向上が図れるよう取り組んでおりますことから、現時点で、市として带状疱疹ワクチン接種公費予防接種助成の予定はございませんが、定期接種化に向けた国の議論の動向を注視してまいりたいと考えております。

7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

- ①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

（回答）担当課：障がい福祉課

厚生労働省通知等の趣旨を踏まえ、個々の実情把握や関係各課の連携に努め、慎重に対応してまいります。

- ②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

（回答）担当課：障がい福祉課

厚生労働省通知等の趣旨を踏まえ、介護保険の申請を強制することや障がい福祉サービスの更新却下のないよう対応しているところです。

- ③介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和5年6月30日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

（回答）担当課：障がい福祉課

障がい福祉サービスの対象となりうる介護保険サービス利用者につきましては、個別の状況等に応じて上乗せを行う等、障がい福祉サービスの支給決定を行っているところです。

今後も個々の実情を把握した上で、厚生労働省通知等における具体的な運用例も参考として適切な運用に努めてまいります。

- ④介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

(回答) 担当課：障がい福祉課

介護保険のみに利用制限されるという誤解を与えることのないよう、厚生労働省通知等に基づいた案内を行っています。

- ⑤介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

(回答) 担当課：障がい福祉課

障害者総合支援法における自立支援給付と介護保険制度との適用関係において生じている基準に係る問題について、統一的な基準を示すよう求めてまいります。

- ⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

(回答) 担当課：障がい福祉課

国に対して、支給決定にかかる柔軟な運用に応じた適切な財政措置を求めてまいります。

- ⑦障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

(回答) 担当課：障がい福祉課

要支援1・2の障がい者のケアマネジメントにおいては、サービス利用者の意向を把握した上で、利用者が適切な支援を受けることができるよう、引き続きケアマネジャーと連携してまいります。

- ⑧障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

(回答) 担当課：障がい福祉課

ご要望の趣旨につきましては、障がい福祉及び介護保険の両制度の根幹に関わる問題であることから、本市独自での対応は困難であると考えています。

- ⑨2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

(回答) 担当課：障がい福祉課

自治体独自の対象者拡大・助成制度等の創設につきましては、本市の財政上困難ですが、府に対しては大阪府市長会を通じ対象者拡大等、制度の拡充を要望してまいります。

8. 生活保護

- ①コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

(回答) 担当課：生活福祉課

本市の生活保護申請件数、開始件数については、令和元年度から令和5年度にかけて、一貫して増加傾向にあります。扶養調査については、生活保護法第4条第2項及び保護手帳P.265 次第5に基づき、民法上の扶養義務者のあるときは、保護に優先させることと示されており、原則的には扶養調査は実施することとなります。しかし、直接照会することが真に適当でないと判断されれば、扶養調査を行わない場合もあるため、まずは福祉事務所へ相談していただくようお願いします。本福祉事務所では、相談があれば申請の意思を確認し、申請の意思を示された場合にはすべて申請を受理しています。

- ②大阪府および18市町村で実施された「令和5年度子どもの生活実態調査」においても困窮度I世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。

札幌市生活保護ポスター

<https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

寝屋川市生活保護チラシ [hogoshinseisodan.pdf](https://www.city.neyagawa.osaka.jp/hogoshinseisodan.pdf) (city.neyagawa.osaka.jp)

枚方市生活保護ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007864.html>

(回答) 担当課：生活福祉課

住民向けポスターやチラシの作成については現在のところ予定していませんが、本市ホームページ上にて「生活保護の申請は国民の権利」である旨を明示しています。また、「生活保護のしおり」や「生活保護開始時のしおり」を掲載し、分かりやすいホームページとなるよう、工夫しています。

- ③ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとする。

(回答) 担当課：生活福祉課

ケースワーカーの配置については、福祉事務所としても国基準どおりの配置を要望していますが、人事異動において決定されるため、実現していないのが現状です。引き続き人事課に要望していくこととしています。ケースワーカーへの研修については、機会がある度に積極的な参加を促し、職員のスキルアップを図っています。保護費の決定通知書については、今後生活保護システムの標準化の動向を注視し、適切に対応してまいります。

- ④シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。

(回答) 担当課：生活福祉課

本福祉事務所では、地域で担当を分担していますので、必ずしもシングルマザーや独身女性の世帯に女性ケースワーカーが担当となるとは限りませんが、家庭訪問時は女性ケースワーカー同行のもと行うなど、配慮に努めています。また、訪問時以外においても、相談内容に応じ、女性ケースワーカーを交えた対応を行っています。

- ⑤自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

(回答) 担当課：生活福祉課

生活保護の「しおり」については、利用者にわかりやすい内容とすべく、随時修正・変更など見直しを行っています。また、窓口に配架するほか、ホームページに掲載し、どなたでも確認できるようにしています。

- ⑥警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答) 担当課：生活福祉課

当所では窓口等での行政暴力等違法行為に対応するため、警察官 OB を配置しています。また、適正化ホットライン等は実施していません。

- ⑦物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。

(回答) 担当課：生活福祉課

生活保護基準の改正については、本福祉事務所だけの問題ではなく、大阪府ひいては全国レベルの課題であると考えています。なお、国へは生活保護の基準生活費の算定根拠となる市町村の級地区分及び基準額を市町村における目下の物価水準に即して是正するよう、また府へはこれを国に働きかけるよう要望しています。

- ⑧住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

(回答) 担当課：生活福祉課

住宅扶助については、居住の実態把握の上、実施要領及び関係各通知書等に基づき適正に認定を行ってまいります。

- ⑨医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

(回答) 担当課：生活福祉課

医療費の一部負担については、最低生活費を上回る収入があった場合、発生するもので、一般世帯との均衡を考慮し、一部を負担いただくものですので、ご理解をお願いします。ジェネリック医薬品については、医療費の抑制に寄与するものですので、原則として各世帯にお願いしています。ただし、担当医や薬剤師に意見を伺い、従来の医薬品が望ましい場合には、従来の医薬品とすることも可能です。また、調剤薬局の限定については、本福祉事務所では実施していません。

⑩国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

(回答) 担当課：生活福祉課

大学生、専門学生については、各種貸与金あるいは給付金等を受けている場合、世帯分離することとなります。ただし、機械的な扱いとならないよう、常に世帯の生活状況を把握し、可能な限りの支援を行う必要があると考えます。

9. 防災関係

- ①災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。

(回答) 担当課：教育政策課

小中学校における体育館の冷暖房については、既に整備済みです。校舎棟においても普通教室に関しては全校整備済みで、令和6年度、誠風中学校、東陽中学校の特別教室における空調を整備する予定で、これにより小中学校校舎棟の空調は整備が完了いたします。体育館も含めたトイレの洋式化については、多額の費用を要するため校舎や体育館の大規模改修時に併せて、年次的、計画的に実施いたします。

(回答) 担当課：福祉政策課

総合福祉センターには、冷暖房機能を備えた空調設備を整備しています。また、トイレの洋式化につきましては、各フロアに男女別トイレ及び多目的トイレを配置しており、男女別トイレはその50%が洋式トイレであり、多目的トイレは全て洋式トイレとなっています。

- ②能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。

(回答) 担当課：危機管理課

過去の災害から令和 6 年の能登半島地震に至るまで、被災地では、避難生活による健康状態の悪化が原因で亡くなる「災害関連死」が課題とされてきました。

こうした課題を踏まえ、国においては、「避難所の質を高めること」に重点を置いた「避難所運営ガイドライン」が示されており、「スフィア基準」も参考の一つとしてガイドラインに取り上げられているところです。

本市でも、本ガイドラインや実際の災害課題を踏まえ、被災者の命・健康・生活を守れるよう様々な取組みを進めています。

例えば、能登半島地震では、断水などでトイレが流せなくなり、汚れていて使うことをためらい、水分摂取を我慢してトイレに行く回数が減ることが課題でした。その結果、体調をくずしてしまい、災害関連死につながることもあります。

そこで体調不良や感染症のリスクを低減させるため、臭いも菌も密閉できる自動ラップ式トイレを令和 4 年度 120 台整理しました。

また、令和 6 年度は大阪と連携し、備蓄計画の見直しも進めるなど被災者が安心して利用できる清潔なトイレの確保に努めています。

今後も、能登半島地震の課題や国のガイドライン等を参考にしながら、対策を継続的に見直してまいります。

- ③高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

(回答) 担当課：建築住宅課・危機管理課

法律の所管が大阪府となりますが、建築基準法第34条第2項の規定により、高さ31mを超える建築物（緩和規定あり）である場合は、「非常用エレベーター」の設置が義務付けられています。なお、「非常用エレベーター」には、停電時においても使用できるよう予備電源が備え付けられていることなど、法令によりその機能の詳細が定められています。

また、災害時は停電や断水なども予想されます。そこで、災害が起きても住み慣れた自宅で過ごせるよう、被災時の困り事や対処法、安全な間取りや住宅設備、備蓄しておきたいアイテムなどのノウハウを様々な方法でお伝えしています。

例えば、ノウハウをハザードマップに掲載し全戸へ配布、また、災害が多い季節や防災期間にあわせ、広報紙やSNSなどにも掲載し、幅広い周知に努めています。

さらに、出前講座や防災訓練などでは、対処法を身につけていただけるよう、簡易トイレや備蓄食の体験会や試供品の配布なども実施しています。

加えて、必要な方に必要な支援を届けることができるよう、自宅で使える簡易トイレの使い方や組み立て方の研修も開催しております。

10. 独自要望

I) 介護保険

1. 訪問介護事業所のヘルパー不足でケアマネがプランを立てにくく、サービスが受けられない利用者さんが出てくる可能性があるというところがあるが、介護保険料を支払っている以上市としての責任はあるのではないのでしょうか。

(回答) 担当課：高齢介護課

介護人材不足は重大問題と認識しています。介護人材の不足に対応すべく、専門職でない市民も新たなサービス提供の担い手となっていただけるような取組を進め、介護人材の確保に努めます。

2. 介護保険料が2000年と比較して2倍になっている。介護保険の第1号被保険者19000人に対して要介護認定者は2割の3700人位です。保険料を支払っているだけの被保険者が8割います。今年度の保険料は第5段階で10000円の値上がりです。毎年キャランで要望していますが市として保険料の軽減、減免制度の拡充を検討してください。

(回答) 担当課：高齢介護課

介護保険料の減免制度については、現在低所得者の第2、第3段階の該当者について市独自減免制度を設けています。減免制度の拡充策として収入基準を引き上げることには、減免対象外の方の保険料を引き上げる要因となるため、慎重に検討してまいります。

3. 泉大津市の中小零細の訪問介護事業所の報酬減で倒産・撤退・廃業した事業所は過去最多というニュースを聞きますが、介護保険利用者に影響を及ぼすような事業所減を市として確認できているのですか。

(回答) 担当課：高齢介護課

市内の訪問介護事業所の数は、令和4年4月時点で34事業所、令和5年4月時点で36事業所、令和6年4月時点で41事業所と事業所数は増加しています。廃止をされる事業所もありますが、新規で設立する事業所数の方が多いう状況となっています。

4. 市内の有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、高齢者専用の賃貸住宅などでの、訪問介護等居宅支援サービスの利用実態について、高齢者のニーズに見合った適切なサービス提供が行われているかどうか、実態の把握に努めてください。

(回答) 担当課：高齢介護課

適正給付の確保や事業者への資質の向上を図るために、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の入居者の方をはじめ在宅サービスのケアプランチェックを実施しています。

引き続き、利用者の心身の状況を踏まえ、適正なサービス提供が行われているか、ケアマネジャーやサービス事業者のヒアリング及び助言等を実施してまいります。

II) 国民健康保険

1. 減免制度について

激変緩和措置期間中の減免項目に政令軽減の対象世帯のうち、昨年度と同等の軽減割合の世帯や18歳未満の被保険者を3人以上いる世帯で総所得金額300万以下の世帯の減免制度を独自の減免制度として継続してください。

(回答) 担当課：保険年金課

市独自で行っていましたが、令和6年度から減免も含め、大阪府内統一となったことから、継続することは難しく、また、減免の拡充については、保険料への影響も考えられます。

なお、子育て世代への経済的負担の軽減の観点から、令和4年度から未就学児の均等割額を5割軽減する措置が導入されており、一定程度の配慮がなされていると考えていますが、今後、拡充も含め国・府へ要望してまいりたいと考えています。

III) 高齢者

1. 身寄りなき老後支援について。

先日入院中で身寄りのない高齢者の金銭管理を社会福祉協議会に依頼したところ6ヶ月待ちと言われた。社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の実情を把握して、市としても支援してください。

(回答) 担当課：福祉政策課

日常生活自立支援事業においては、金銭管理契約者数が年々増加しています。市としても支援員の確保が必要と考えており、社会福祉協議会に支援員の増員について働きかけを行っています。

2. 高齢者の緊急通報電話を2月に申し込み設置業者が4月になっても来てくれないので高齢福祉課に問い合わせた。業者に直接連絡してくれるようになっていたが5月18日になっても連絡なく、6月14日になっても連絡ないので再度高齢福祉課の窓口にお問い合わせる。通常は4週間で設置されるとのことですが、健康に不安があり緊急電話を申し込んでいるのに窓口では緊急電話の重要性を理解してもらえてないのかなと思いました。市として適切な支援ができるようにしてください。

(回答) 担当課：高齢介護課

緊急通報装置貸与事業については、高齢介護課への申込後、委託業者から申請者に連絡し、設置工事の日程調整をしています。適切な期間で設置工事を完了するよう、委託業者との連携強化を図ってまいります。

3. 巡回バスについて

介助者のいない乗降時の危険・不安は何度も要望しているが、現状のままになっており自力でバスの乗降可能な高齢者のみの巡回バスになっている。高齢者のフレイル予防に外出や交流も大切だと言われている中、シルバーカーを押しての外出は可能にならないかと思っています。高齢者の外出やフレイル予防は介護保険の利用にも大きく関わってくると思います。巡回バスに介助者を同乗させてください。

(回答) 担当課：福祉政策課

本市の「ふれあいバス」に乗車することができる方は、60歳以上の人、障がい者手帳をお持ちの人、妊産婦、乳幼児連れの人及びそれぞれの介添者としていますので、介助者の方も同乗することができます。

IV) 生活保護

1. 生活保護受給者の受診について

今は再診は福祉事務所に連絡せずに受診できるとなっているが、保険証のような身分証明書があれば窓口で身分を明らかにできるので周りに気にすることなく受診できるし、休日に市外で急に受診をせざるを得なくなった時、10割負担を強いられ本人所持金がなく友達に借りたとの経験を聞いた。生活保護受給者であることの証明証を発行してほしい。

(回答) 担当課：生活福祉課

現在、マイナンバーを保険証として利用できるようになっています。ご希望があれば、マイナンバー取得等のご案内や支援をさせていただきますので、お申し出いただければと思います。

2. 収入申告時の他者からの頂きものを書く欄があるが、その欄は必要なのか

(回答) 担当課：生活福祉課

「収入申告書」の様式につきましては、「保護の実施要領」第 8・収入の認定にあげられている各項目を分かりやすく申告できるよう作成しているものです。次第 8-3-②の「仕送り、贈与等による収入」を申告していただくために設けています。

V) 病院

1. 新病院は健診、人間ドックはしないと聞いているが、「すこやかこくほ」には人間ドックや脳ドックの案内が国保加入者に届けられている。健診や人間ドックがないのは市立病院としての体をなしておらず、市民の健康維持増進を第 1 に考えなければならないのに健診、人間ドックがないのはおかしいと思います。

(回答) 担当課：市立病院事務局総務課

本市は「予防・未病」を重要施策として掲げており、市民の自主的・自発的な健診や人間ドックの受診を奨励しています。

しかしながら、「公立病院改革」「地域医療構想」「医師の働き方改革」といった医療制度の大きな変化の流れの中で、地域の中核的な病院とその他の医療機関との外来機能の分化が進められており、新病院・泉大津急性期メディカルセンターにおいても、健診、人間ドックのような初期的な対応は地域のかかりつけ医や専門のクリニックに委ね、より高度に専門的な症例に対処する方向性としています。限られた医療資源を最大限有効に活用し、将来に向けて持続可能な医療体制のあり方と考えています。